

## 木更津市ソーシャルメディア利用ガイドライン

木更津市ホームページ、広報きさらづ、各種発行物などの広報媒体を使い各種行政情報などを発信しているが、近年、フェイスブックやツイッターなどに代表されるいわゆるソーシャルメディアが、重要な情報伝達手段となりつつあります。そこで、木更津市でもソーシャルメディアを活用するにあたり、正確な情報を誰もが分かり、誤解されない形で情報発信する必要があります。そこで、ソーシャルメディアが適切に利用され、その有用性を十分に活用できるようソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を定める「木更津市ソーシャルメディア利用ガイドライン」を策定しました。

### 定義

ソーシャルメディアとは、ツイッター・フェイスブック・ブログ・電子掲示板・ホームページなどに代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

### 適用範囲

木更津市が運用するソーシャルメディアの公式アカウントに適用されます。

### 基本原則

- 1.職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持たなければならない。
- 2.地方公務員法をはじめとする関係法令および職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を順守しなければならない。
- 3.基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに関して十分留意しなければならない。
- 4.ソーシャルメディア公式アカウントを業務目的以外に使用してはならない。
- 5.発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する必要がある。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておく必要がある。
- 6.意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけ、または誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努め

なければならない。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければならない。

7.自らは直接職務上関わらない事項であっても、本市行政に関する情報を発信する場合にあっては、読み手側では職員として一定の関係者として理解し、その記述が不明確な場合には誤解される場合があることについて十分留意する必要がある。

8.次に掲げる情報は発信してはならない。

・木更津市または木更津市と利害関係にある者若しくは団体の秘密に関する情報

・木更津市および他者の権利を侵害する情報

・木更津市のセキュリティを脅かすおそれのある情報

・木更津市市政に対する個人的な意見

・誹謗中傷や不快な言い方を含む情報

・人種、思想、信条などの差別、または差別を助長させる情報

・違法行為または違法行為を煽る情報

・単なる噂や噂を助長させる情報

・わいせつな内容を含むホームページのリンク

・その他公序良俗に反する一切の情報